

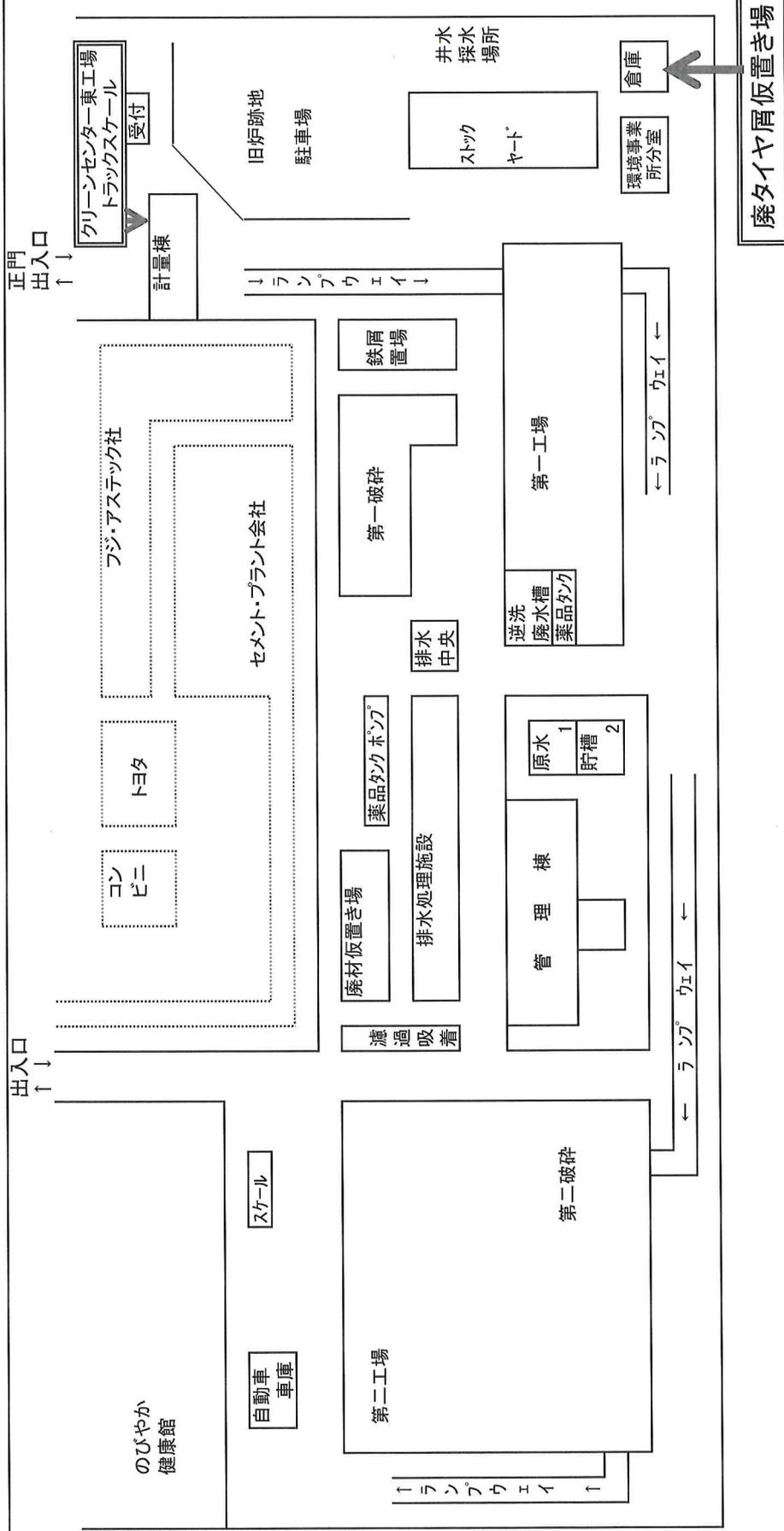
## 仕 様 書

1. 業務名 クリーンセンター不法投棄品リサイクル処理業務
2. 業務目的 堺市内に不法投棄された廃タイヤ屑をリサイクル処理する。
3. 履行場所 堺市東区石原町 1 丁 102 番地 クリーンセンター東工場内  
及び、受注者の指定する処理施設。
4. 履行期間 契約日から令和 6 年 3 月 31 日まで
5. 業務内容 クリーンセンター東工場内に仮置きされている下記種類の不法投棄廃タイヤ 3.9 t (予定数量) を、処理施設まで運搬しリサイクル処理をする。

不法投棄廃タイヤ屑種類
①ホイルなし廃タイヤ屑
②鉄ホイル付廃タイヤ屑
③アルミホイル付廃タイヤ屑

6. 履行方法
- ①日時は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分までの間で、市が指定する時間とすること。  
但し、市が必要とする場合は変更することがある。
- ②受注者が使用する運搬車は、【自動車 NOx・PM 法】対策地域の排出基準に適合しており、かつ、大阪府の流入車規制に交付する適合車等標章 (ステッカー) を表示すること、及びクリーンセンター東工場トラックスケールの最大計量 30 トン、目量 10kg、寸法 3.0m×8.0m にて計量可能な車両を使用すること。
- ③受注者は、クリーンセンター東工場トラックスケールにて、運搬車の空車時と、廃タイヤ屑積込作業最後に、車両重量を本市職員立会いの下計量すること。
- ④受注者は、運搬車へ廃タイヤ屑を積込みし、飛散及び荷崩れしないよう適切な処置を講じること。
- ⑤搬出された廃タイヤ屑は、受注者のトラックスケール (計量法第 19 条に基づく検査に合格しているもの) で計量し、計量伝票 (kg 換算で 10kg 単位) を発行すること。

中央環状線



廃タイヤ屑仮置き場

業務名	クリーンセンター不法投棄品リサイクル処理業務
名称	仕様書添付クリーンセンター東工場概略図
図面番号	1

## 1 目的

排出事業者 堺市（以下「発注者」という。）と廃棄物収集運搬処分業者である \_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場（クリーンセンター東工場：堺市東区石原丁1丁102番地）から排出される産業廃棄物の処分を次のとおり実施する。

## 2 法の遵守

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守すること。

## 3 業務名称

クリーンセンター不法投棄品リサイクル処理業務

## 4 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

[産業廃棄物収集運搬業]	[産業廃棄物処分業]
許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業区分：	事業区分：
産業廃棄物の種類：	産業廃棄物の種類：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

## 5 引き渡す産業廃棄物の種類及び数量

種類：廃タイヤ

数量：3.9 t

あり ( ) なし

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項  
(1) 廃パーソナルコンピュータ、(2) 廃ユニット形エアコンディショナー、(3) 廃テレビジョン受信機、(4) 廃電子レンジ、(5) 廃衣類乾燥機、(6) 廃電気冷蔵庫、(7) 廃電気洗濯機

あり ( ) なし

ホ 引き渡す産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその事項

あり ( ) なし

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

あり ( ) なし

13 契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

文書にて報告するものとする。

14 業務終了時の受注者の発注者への報告に関する事項

受注者は、クリーンセンター不法投棄品リサイクル処理業務が終了した後、業務終了報告書を提出すること。ただし、業務終了報告書は、法令に基づく産業廃棄物管理票（マニフェスト）で代えることができる。

15 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない